

一般社団法人土浦薬剤師会薬事救護活動に関する災害救護計画

1. 危機管理体制の地域は土浦薬剤師会の区域を地域とする。
2. 参加薬局：66 薬局（令和 6 年 7 月 8 日現在） 薬局一覧・連絡網添付
3. 参加薬局への配布物：ポスター・ステッカー
4. 災害時協力薬局の活動
災害時（＝異常な自然現象や人為的原因によって社会生活や人命に被害が及んだ際）や新興感染症発生時等に市町村、消防からの薬剤師会に医薬品供給や薬剤師派遣依頼に対応する。
 - (1) 地域住民へ衛生材料、消毒薬等の供給と使用法指導等
 - (2) 医療救護所へ衛生材料、消毒薬、医薬品の供給
 - (3) 医療救護所での調剤、在庫管理、服薬指導
 - (4) 他地域からのボランティア薬剤師の配置
 - (5) 感染症患者への医薬品の供給、保健所での疫学調査への協力、ワクチン接種補助
5. 医薬品供給した際の対価について
処方せんによる調剤の場合や、衛生材料や消毒剤の供給依頼のあった場合は各市町村に請求できるよう協定を結ぶ。
※土浦市・阿見町・かすみがうら市・美浦村協定締結済み
6. 地域住民への広報
ポスター、ステッカーを薬局内・外に掲示するとともに、災害時に対しお薬手帳の作成や、2～3 日分の薬を余分に持っているなど、啓蒙していく。
7. 災害対策本部の設置
 - (1) 災害発生時はポプリ薬局桜町店に災害対策本部を設置する。
 - (2) 災害対策本部の本部長は会長が行う。
 - (3) 災害時の連絡調整者は会長および副会長が実施する
7. 災害時協力薬局の連携
連絡網（中学校区）および Est-aid にて安否確認を利用する。
救護所の対応については、連絡網の中学校区の割り当てられた薬局エリアにて対応して

いく。人員が不足する場合には、他の地区より会員を派遣する。出動要請がなされた場合、速やかに活動に当たる。

8. 災害時協力薬局で用意しておくもの

- (1) 日本薬剤師会監修薬剤師のための災害対策マニュアルをダウンロード
又はプリントアウトして一読しておくこと。
- (2) 衛生材料・消毒薬・医薬品等の供給はその時点で薬局に在庫してあるものとする。
後に市町村に請求することがありますのでリストも作成できるように準備しておく。

9. 変更等の報告

協力薬局は、連絡先等の変更があった場合は、他の参加薬局に報告すること。

10. 関係機関との連携体制

- (1) 茨城県薬剤師会への支援要請
茨城県薬剤師会に被害状況、会員の安否情報などを速やかに報告する
- (2) 被害状況などにより、茨城県薬剤師会に薬剤師の支援及び医薬品の供給を要請する。

11. 災害訓練の実施

年に1回災害訓練を実施し、安否確認・被災状況を Est-aid システム利用のもと実施する。

以 上